

会社支配論と企業統治論

三 戸 浩

1. はじめに

企業統治論なる言葉を最初に耳にしたのはいつのことであっただろうか。それほど昔のことではなかったが、妙にひっかかりを覚えた。「妙に」といったが、考えてみれば当然のことであった。それまで「会社支配論」という名で議論されていたことだったからである。最初のうちは、単なる流行言葉程度の認識しかなかった。なにしろ、会社支配論は1932年のバーリ&ミーンズの『近代株式会社と私有財産』以来半世紀の歴史を持つ学問領域であり、企業形態論や公企業論などの基礎としても揺るぎない地位を占めてきたのである。そして、「誰が会社を支配しているのかを問い、経営学の対象であり、現代社会を支える基本的制度たる大企業の性格・あり方の根幹を問題とする会社支配論」の重要性に匹敵するものとは思えなかったのである。

会社支配論の単なる言い換え、もしくは矮小化などと思っていた企業統治論であったが、その研究や議論は90年代に入って、バブル経済崩壊後から急速に増えてきたのであった。それだけではなかった。企業統治論という言葉が数多く聞こえる一方で、逆に会社支配論という言葉も90年代に入ってからほとんど聞こえなくなり、その研究書も学会発表も減多に見えなくなってきたのである。

企業統治論の関心の高まりの理由としては次のような点があげられている。経営者が違法行為・不祥事をあいついで引き起こしたこと。バブル経済に躍り、投機的行為に走り、そのコントロールがきかなかったこと。80年代にアメリカにおける機関株主の影響力とM&Aの攻防で見られた株式のあり方が注目されたこと。日本企業に見られる「特異」と言われる相互持ち合いに代表される所有構造。社会主義の崩壊後に先鋭化してきた資本主義対資本主義論。国により異なる企業・経営のあり方とパフォーマンス、等々。はじめの2つの理由だけなら企業統治論を会社支配論と並べて考えることはしなかったであろう。だが、所有者の復権や体制の問題、そして企業の性格・あり方までそこで問題とされるなら無視することは到底できない。それはほかでもない、会社支配論の問題であったからだ。

先に述べたように、近年は会社支配論の議論を聞かなくなった。その代わりに企業統治論が関心を集めてきた。ただ、研究者だけの関心の高まりでなく、ジャーナリズムでも大きく取り上げられるようになり、しかも市場原理と並んで株主主権なるものが主張され、企業は「株主のために株主により動かされるべきだ」という類の論説が罷り通るようになってきている。

株主主権＝所有者支配なんぞはるか昔に会社支配論が葬り去ったはずのものが、今頃まで亡

霊のごとの復活しようとしている。会社支配論の議論と成果はなんだったのでしょうか。それなりの役目を果たし、成果をあげたのではなかったのか。それが十分であったからこそ、近年その議論がなされなくなったのではなからうか。

本稿では、その企業統治論は何を問題としているのか。会社支配論と同じか、違うか。異なるとしたら、どこが異なるのかを明らかにしたい。そしてその上で、会社支配論と企業統治論の関連性を明らかにし、会社支配論の成果に立った企業統治論を考えてみることにしたい。

2. 企業統治論の定義

企業統治論とは何か、何をテーマとしているのか。起源を辿れば1932年のバーリとミーンズの議論にまでさかのぼることができる企業統治論であるが、広く関心を集め、議論が展開されてきたのは、ほんのこの十年のことである。その企業統治論とは何かについての検討に当たって、まず、主要な論者の定義をサーベイしてみることにしよう。(ここでは日本の研究者に限定しておく。大体、欧米の議論をもとにその議論が展開されていることがほとんどであることもその大きな理由である。)

伊丹敬之氏は「一言で言えば、トップマネジメントのチェックと任免のことです。」(1)と言う。それとほぼ同様の見解を示しているのが、斉藤惇氏であり、次のように言っている。「その核心は『会社は誰のものであるか』という問題提起である。これを踏まえた具体的な議論として『どのようなコーポレート・ガバナンスの形態が経営者の独走を防止できるか』という問いがある。」だが、続けて以下のことを付け加えている。「換言すれば『ステークホルダー(たとえば、債権者、株主、経営陣、従業員、コミュニティ)間の利益を調和させる理想的なシステムがあるか』という問いである。」(2)菊沢研宗氏の考えもほぼ同様と言えるだろう。「コーポレート・ガバナンスとは、企業をめぐる利害関係者の利害を調整し、企業が効率的な

経営を行なうように、経営者を規律づけ、コントロールすることを意味する。」(3)

吉森賢氏による整理がわかりやすい。吉森氏は企業統治問題をふたつの要素にわけ、まず、会社はいかなる利害関係者の利益のために経営されるべきかの「企業概念」。そしてこの利害関係者の利益実現のために最高経営責任者が経営戦略を策定、実施しているかを監視し、その過程に助言を与え、その結果を評価し、必要に応じて最高責任者の処遇および地位を変更(更迭、解任)するための手続きと最高経営組織、すなわち「経営者監視機構」のことである。(4)ステーク・ホルダーの利益ためにどのように経営者をチェックし任免するかが企業統治論あるというのである。この考え方をより詳細にしたものが、高橋由明氏の議論である。「大方の定義には、つぎの三つの内容が含まれている。第1は、株主が取締役会や経営者(社長)の行動に影響を与え、チェックする機構がどのようになっているのか。第2は、取締役(会)が経営者の行動を監督しチェックする機構がどうなっているのか。第3は、経営者の行動いかにによって影響を受ける企業の利害関係者(stakeholders)の正常な利害を保護する機構がどのようになっているのか、の三つの要件である。」(5)この見方が最も一般的と言えるであろう。そして、その「誰のために」という所で見解を分かれている。

佐久間信夫氏は「広義には、株主、債権者、従業員、消費者、供給業者、競争企業、政府、地域社会、一般大衆などの利害関係者と株式会社との関係を意味する。また狭義には株主と経営者の、主として会社機関を媒介とした関係を意味する。」(6)

田中信私氏は狭義のコーポレート・ガバナンスとしては「株主支配のあるべき姿が仮定され、なによりもまず株主によるガバナンスの設計に関する議論」、広義として「社会的制度としての現代企業の意義を踏まえて、株主以外の様々なステークホルダーとの関係を取り扱う」(7)

丹沢安治氏は、狭義のコーポレート・ガバナンスとしては「(一般的には,) 株主と経営者たちとの間の支配とコントロールをめぐる問題として扱われている」、広義として「(しかし本来,) 理論的には企業の統治構造は、企業を形成するさまざまなステークホルダーの間の関係と定義される。」(8)

出見世信之氏は、「狭義には『株主・経営者関係と会社機関構造』…略…、広義には『企業と利害関係者との関係』とする。」(9)

以上の各論者は、狭義として「株主の利益のために」、そして広義として「ステーク・ホルダー(利害関係者)のため」としている。それに対して、佐藤正典氏は「会社は誰のものか、という観点から株主および会社の利害関係者である経営者、債権者、従業員等のバランスをどのように調整し、確保していくか」の問題だと、「広義」の意見だけを採用している。(10)

以上見てきたように、企業統治論とは、「株主、もしくは利害関係者の利害、という観点から経営者、もしくは経営のあり方のチェック&コントロール」という所が多く論者の一致した考え方だとみてよいであろう。それは、80年代のアメリカにおける株主の復権、そしてまた日米欧を問わず頻出した経営者の不祥事などが企業統治論が注目されてきた背景にあることからして当然と言えよう。だが、このような一般の見方とは少々異なる意見も存在する。

寺本義也氏は「『企業(特に、大規模な公開会社)を効率よく経営するためには、①いかなる経営意思決定システムを構築すべきか、②その意思決定をいかに牽制すべきか、③ステークホルダーと総称される多様な利害関係者(株主、経営者、従業員、債権者、関連企業、取引先・顧客、地域社会等)相互間で、どのような権限と責任を分担し、どのように経営成果を配分すべきか』に関わる問題として捉えられねばならない。…略…『企業は誰のために、何をどのようにすべきか』という、より広い文脈の中で必要な機能を取り扱うところになる。…略…」

自浄能力と競争力を体現した『健全で強い企業』をつくるための制度的な枠組みである。」(11)このように、前述した考え方も一部に含みつつも、株主・利害関係者のための経営者のチェック&コントロール、というよりも企業の効率性・機能性の問題としてとらえているのである。また、江頭憲治郎氏は「コーポレート・ガバナンスには、「企業統治」、「会社運営」等、さまざまな訳語があてられているが、ことらの実質は、資本主義(株式会社)制度下における大企業の運営のあり方を、根本的な視点から一法の分野でいえば憲法論のような視点から一論ずる議論の総称と考えられる。」(12)ととらえ、企業のあり方・経営の根幹を問う問題だとしている。

3. 企業統治論と会社支配論との関係

前説で整理したことを簡単に図示すると次のようになろう。

「企業統治論」のテーマ

- (狭義) 株主のための経営者のチェック&コントロール
- (広義) 利害関係者のための経営者のチェック&コントロール
- (最広義) 現代社会における企業のあり方・経営のあり方

以上見てきてわかるように、また何人かの研究者も指摘しているように、企業統治論はバリー&ミーンズが提起した大企業の所有と支配(会社支配論) = 「会社は誰のものか、株主のものか、会社は誰が支配しているのか」が初めて明らかにした「現代大企業は株主ではなく、経営者が支配している。現代大企業は株主だけの利益のものではなく、広く企業の利害関係者全員の利害を守るものとなっている」という「事実」があつてのことである。そして、企業統治論で問題にされていることの根幹は、会社支配論ですでに問題とされてきたことでもあった。本説では各論者たちが会社支配論と企業統

治論との関係をどのようにとらえているかを見ていくことにしたい。

長年にわたり会社支配論を研究され、殊に欧米の会社支配論に造詣が深い正木久司氏は次のように言われる。「株式会社の支配主体の交替から会社支配論が生まれ、それが単に誰が会社支配しているかの問題から、誰が会社を統治し、誰のために統治されるか、会社は果たして誰のものか」と問題領域を拡げて…略…会社統治論は、すぐれて経営者権力の正当性をめぐる議論である」(13)正木教授は、「会社を誰が支配しているか」という会社支配論は、経営者支配という解答を出した所で一段落ついた。だが、その後の経営者の専横により株主集団から、あらためて「会社は誰のものか、誰のために支配されるか」と、さらに大きく問い直されたのである、ととらえておられる。

寺本義也氏たちも同じく、「経営者と株主の関係に着目する企業支配論は、コーポレートガバナンス論の『株主は、企業の経済的パフォーマンスとの関係において、経営者の行動をいかにモニタリングし、コントロールするか』という中心的課題について解明する重要な手がかりを提供した。そしてコーポレートガバナンス論は『いかなるメカニズムによって、経営者に業務責任を負わせ、所有と支配の橋渡しをできるか』という形で議論するようになった。」と、会社支配論を企業統治論の前段階と位置付けはされているが、「しかし、企業を株主の単なる所有物としてだけでなく、社会に開かれた存在であると考えれば、コーポレートガバナンス論は、単に『誰が企業を支配しているか』というだけではなく、多様なステークホルダー(利害関係者)の声を反映して『企業は誰のために、何をすべきか』の問題にまで踏み込んだ議論を展開すべきであろう。ここにコーポレートガバナンスの問題を単に株主・経営者間のコンフリクトにだけ着目して考察する企業支配論的アプローチの限界がある。」(14)

このように正木教授も寺本教授も、会社支配

論は「誰が会社を支配しているか」を問うて、「経営者支配」という答えを出したのに対して、企業統治論は、「会社は誰のもの、誰のためにあるのか」という問題を株主だけでなく、広く利害関係者までを視野に入れている、というように理解されていると見ることができよう。

以上のような把握とともに、正木教授は企業統治論の中心的課題として「正当性 (legitimacy) 組織の活動と社会の期待との一致があるときに浸透する条件)」の問題があると指摘され、A.B.Carrollの文を引用される。「…会社統治の問題は、正当性への問い掛けの直接的な産物である。…」そして、この(経営者権力の)正当性については、バーリがすでに大きなそして重要な問題として捉えていたことを指摘され、会社支配論と企業統治論とに連続性を見ておられる。(15)

また、企業統治論に関して詳細な研究をされている出見世信之氏も、企業統治論を会社支配論と分ける点として正当性を問題としているか否かに求められている。そして、両者の相違点としてそれに加えて、企業統治論は実態と制度の乖離(法制度的には株主主権でありながら経営者支配であること、など)を縮小するための議論を行なっている点、現実の株主・経営者関係や会社機関構造に変革をもたらすものになっている点をあげられている。(16)

以上の各論者の見解はほぼ共通しているように思われる。会社支配論は「誰が会社を支配しているか、所有者か経営者か」を問題とし、それに答えた。企業統治論はそこからより問題を発展させ、「経営者は会社を誰のため経営すべきか」を問題とし、そして「そのために経営者をして適切に経営させるにはどうしたらよいか」を探るものであるとされているのである。

(補)

会社支配論と企業統治論の内容の差異を直接論じているものではないが、両者で用いられている「支配」概念の違いについて論じているも

のがある。

仲田正機氏は、「バーリとミーンズが示した『支配』概念と異なり、ハーマン（Herman, 1981）に代表されるマネジリアリストたちは取締役会（経営者）が戦略的意思決定を行い、それらを業務担当取締役（executive directors）が執行している状況を指して、『経営者支配（management control）』と呼んでおり、…略…、株式所有者の議決権（力）の配分構造に基づいて構成された『支配』概念とマネジリアリストたちによって使われる『支配』概念の間で混乱が生じる…略…マネジリアリストたちが『経営者支配（management control）』の概念に込めている取締役会と業務担当取締役の権能行使、ここでは会社統治、または戦略的管理という用語で表すことにしたい。」⁽¹⁷⁾

この問題について、簡単に触れておきたい。「支配」なる語は会社支配論において基本的概念でありながら、その定義・内容について問題にしているものはわずかしか見ることができない。ほとんどがただ、バーリ&ミーンズが用いた「経営者の任免（力・権）」を踏襲しているかに見える。

筆者はこの概念について次のように考えている。「支配」なる語が使われるようになったのは、いわゆる「所有と支配の分離」が起こったからである。それ以前の段階である所有者支配においては所有者が支配者であり、「所有」概念が意味する「財産の使用、収益、処分」こそが「支配」の内容にほかならなかったのである。だが、所有と経営の分離、所有者が自ら経営にあらず、専門経営者を雇う段階となったとき、「支配」の内容はその経営者の任免（力・権）としてとらえられるようになったのである。だが、経営者支配となった段階においては、経営者という新しい支配者に企業という私有財産を自由にする権利はないこと、また大企業が社会的制度でgoing-concernとなったときには、「支配」は「経営」そのもの、すなわち「財産の使用」だけがその内容となったのである。この

「財産の使用」は別の表現をもちいれば「経営戦略の策定」となるであろう。以上のように「支配」は企業の性格の変容、支配者の変容にあわせて、それぞれにふさわしい内容を持つのである。

「支配」の定義の3類型

- ①財産の使用・収益・処分…所有者支配の段階
- ②経営者の任免力（権）…所有と経営の分離の段階
- ③経営戦略の策定…経営者支配

支配の内容

- ①所有者支配…財産の使用・収益・処分
- ②経営者支配…財産の使用（・収益）

4. 企業権力論と株式会社革命論 ～バーリ&ミーンズの提起した問題～

前説において、会社支配論と企業統治論との関連性と差異性について、各論者がどうとらえているかを検討した。すなわち会社支配論は「支配者はだれか」に問題が限定していたのに対して、企業統治論はるかに問題が広がっているという理解であった。果たして、このような理解で十分であろうか。

会社支配論はたしかに、「現代大企業を支配しているのはだれか」というバーリ&ミーンズの間とその答え「経営者が支配者である」からスタートし、それを巡って数多くの調査研究と様々な議論が展開され、論争が繰り広げられてきた。そして、「経営者支配」に対する反論（それは主としてマルクス系の研究者からであったが）がほぼ聞かれなくなったとき、会社支配論もまた終わったように見える。すなわち、前述した各論者のいうように経営者支配という置土産だけを残して企業統治論にその道を譲ったように見える。だが、経営者支配だけが会社支配論の成果なのであるだろうか。バーリたちが半世紀以上にわたって問題にし、明らかにしたことは、たったそれだけなのであるだろうか。

まず、会社支配論が何を問題にしたのかふりかえってみることにしたい。そして次に、何を明らかにしたのか、どこまで答えてきているのかを検討することにしよう。そして何を問題として残したのか、なぜ会社支配論の議論が80年代に入って下火となり、なぜ企業統治論にその後を譲ったのかを順に見ていこう。

(1) 巨大企業に集中する経済権力

会社支配論の問題は何か。と、あらためて問い直しても、研究者によってそれぞれの関心事は決して同じではあるまい。この会社支配論なるものを最初に打ち立て、その後の論議を導きだしたバーリとミーンズが何を問題としたのか、を検討してみることにしその「解答」を求めことにしよう。

バーリとミーンズは、なぜ「大企業の支配者はだれか」という問いを立てたのであろうか。かれらはその著『近代株式会社と私有財産』の第1篇「経済力の集中」でつぎのように指摘する。1929年の巨大非金融会社200社は、全株式会社において数としてはわずか0.07%にしか当たらないが、その富wealthの占める割合は49.25%と約半分にも達し、さらにその国富に占める割合は22.0%、全事業用富に占める割合は38.0%となっていることを明らかにする。この巨大株式会社に集中する富・経済力の驚くべき大きさを指摘し、その経済的権力が誰の手にあるのかを問題とするのである。すなわち、かれらが「誰が大企業の支配者か」を問題としたのは、現代大企業の持つ経済的パワーの大きさにこそ、その理由があったのである。これだけの集中した巨大な経済権力を誰が握り、また誰のために使うのか、こそが「株式会社は誰が支配しているのか」の問いを生んだのである。

この一部の巨大株式会社に経済的パワー(富)が集中しているのは、決して今から半世紀以上も昔のアメリカだけのことではない。わが国においても、社数ではわずか0.01%程度しかない上位200社が100兆円を超える資産額を有し、

その全企業に占める割合は20%を上回る。(18) また、そこに雇用されている従業員の数も1社で数万人をこす企業は決して珍しくなく、売上高も1兆円を超している。資本金額10億円超の企業を対象を上げると、社数は0.1%程度に過ぎなくとも、売上高で全企業の三分の一弱、従業員数で六分の一弱を占めるのである。(19)

この巨大にして集中化した経済権力が、株主・所有者が支配するものである株式会社という制度において、経営者という「法制度上においては非正当な支配者」に取って代られていることこそが問題とされたのである。確かに、経営者支配ということ自体が「非正当な支配」であり、問題とされねばなるまい。だが、だれが支配者なのかという問いが生まれたのは、その巨大な経済権力にあるのであった。このバーリとミーンズの議論は、その結論「経営者支配」こそ取り上げられ、論議され、常識とまでなった。だが、彼らの問題の背後にあった関心「集中化した巨大企業権力」については、あまりにも意識されることがなかったことを指摘しておかねばなるまい。

(2) 経営者支配化の要因

バーリ & ミーンズの議論に対して、何が問題にされたかと言えば、すでに見てきたように「大企業の支配者は経営者」であった。

簡単に確認する。規模の拡大は、より大なる資本を必要とする。発行株式数の増大である。その増大に対して、株主は追い付けず、株主数の増大と共に、大株主の持ち株比率の低下が生じ、ついにはどの大株主もその持ち株比率では、株主総会において自己の意見・利害を通すことが不可能になるまで株式が広範に分散する。所有者支配から経営者支配への変化である。バーリとミーンズはこれを「経営者革命」と呼んだ。以後、この「経営者革命・経営者支配」を巡って、事実か否かで数多くの議論がなされてきた。

だが、この経営者革命・経営者支配が成立した要因・理由についても、バーリ & ミーンズ

以後また異なった分析もなされている。

バーリ & ミーンズは経営者支配化を会社規模の拡大=株式分散を理由とした。しかし、それ以外にも機関所有化こそが経営者支配を生んだのだという議論(20)や、またA.D.チャンドラー Jr.による会社規模の拡大=管理構造の変容→経営者能力の重要性の増大や(21)、J.K.ガルブレイスによるテクノクラート論による経営者支配論がある。(22)また、P.F.ドラッカーの大企業論(23)のように、現代大企業はその大規模化により社会的制度化したことが私的所有者=株主による支配から経営者支配となった要因とする分析もまた忘れてはなるまい。会社支配論はバーリ & ミーンズ以来、所有分析を中心としてきたことは紛れもない事実であり、本稿でも「会社支配論」と呼んではいるが、かつては「大企業の所有と支配」と呼ばれていたのである。だが、経営者支配となった理由は何も所有状況の変化だけによらねばならぬ理由があるわけではなからう。確かに株主の力の衰退は所有における変化が大きかったとしても、所有者が自己の所有権を行使することが当然であるかどうかは、いかなる社会であるかによることは当然であろう。また、所有者の後退とは別に経営者の台頭という事実がなくては経営者支配という現象は生起しなかったことも、あらためて言うべきであろう。

(3)株式会社革命論

バーリ & ミーンズたちの結論は「経営者支配、経営者革命」であったことはまちがいない。だが、またそれだけではなかった。

かれらは、経営者支配となっていることを指摘したあとに、経営者支配となった大企業は一体誰のために動かされるべきかをも問題とした。法制度上では唯一正当な支配者になる権利を有しながらも、大企業化により支配者の座から滑り落ちた過去の支配者である所有者・株主に替わって、現在の新しき支配者となった経営者の利益のために企業があってよいのかを問うて、

そうあることを弁護しうる根拠はひとつもないとする。経営者支配の成立は、所有者や経営者の個人的利益の私的手段ではなく、むしろ社会全体のための諸権利へと広く道を拓いたのである。

所有者支配から経営者支配という支配状況の変容は、大企業をして所有者の私的致富手段、私的会社 private corporation から、企業の利害関係者全員のための準公的会社 quasi-public corporation へという企業の性格の変容を同時に意味することを指摘、主張したのである。これが彼らの言う、「株式会社革命論」である。この指摘はそれと意識されてはこなかったが、現代大企業は株主 share holder のものではなく、広く企業の利害関係者 stake holder 全員のものである、とする考えの嚆矢であることも指摘しておくべきであろう。

(4)社会主義革命と株式会社革命

バーリ & ミーンズの「経営者支配論、経営者革命論」は大きな反響を喚んだ。その反響の内容はは現在から見れば不思議にすら思えるのだが、賛成の声だけでなく反対の声もまた実に大きかったのである。その賛否の歴史は正木久司教授の『株式会社支配論の展開〔アメリカ編〕』(1983)に余すところなく詳述されている。

一体誰が「経営者支配説」に反対したのか。言うまでもない、マルクス主義の研究者からであった。所有者=資本家が支配者でない資本主義社会を彼らが認めることができたであろうか。資本主義社会において、企業が所有者=資本家の利益追求ではなく、利害関係者全員のため(少し拡大すれば、社会全体のため)に存在するなど認めることは絶対にできないことであつたらう。

だが、現実はどうの理解と一致していたであろうか。もし、マルクス主義者たちが言うように、大企業化しても企業が資本家のものであり続けたなら、その「矛盾」により、彼らの予言「社会主義革命」が起こつたのではないだろ

うか。しかし、現実はそのようにはならなかった。なぜだろうか。大企業が資本家＝所有者の私的致富手段でなくなり、企業の利害関係者全員のものとなった、つまり「株式会社革命」が起こったからではなかろうか。わが国における戦後の財閥解体によるサラリーマン経営者の台頭は、企業をして所有者のものから関係者全体のものに変えたのであり、その意味においてはこの「株式会社革命」は立派な「社会主義革命」であったと言えるであろう。先進国と呼ばれる国々においてマルキシズムは人々の心を捉えながらも実現化しなかった大きな理由は、まさにこの「株式会社革命」が資本主義社会の「矛盾を克服した」からであろう。

このように理解したとき、社会主義が全く色褪せ、その実現に対して人々が望みもしなくなり、また実現が非現実的と思われるようになったならば、経営者革命論と株式会社革命論をその中心とする会社支配論の議論がされなくなったのも当然ではなかろうか。そして、わが国近年の会社支配論の中心的テーマが、経営者の支配の源泉であり、正当性を問うたものであったこと、そして日米の経営者支配のあり方、その共通性と差異性を巡る議論であった。それは、株式会社革命後の権力者のあり方を論ずる「企業統治論」と同じであったことに気付くのである。

5. むすび

～会社支配論の上に立つ企業統治論の展開～

前節で、会社支配論は所有だけを見ていたわけでもないこと、そして経営者支配・経営者革命だけを問題としたわけではなく株式会社革命を問題としていたこと、など会社支配論の内容と成果をあらためて確認した。

その確認によれば、会社支配論の内容・成果がそのまま企業統治論へと受け継がれていることがわかる。両者の差はただひとつ、会社支配論は「誰が支配者であり、その支配力の源泉および支配の正当性は何か」を問うたものであ

たのに対して、企業統治論は「どのように企業（経営者権力）を統治するか」であり、支配のあり方を問題とするものである。出見世氏の会社支配論と企業統治論との差についての指摘はまさに正鵠を射ていたと言えよう。

バーリとミーンズが世に問うた『近代株式会社と私有財産』より実に66年の歳月が流れている。その間、会社支配論はバーリ&ミーンズの議論を引き継いで多くの成果を生んできた。そして今、「企業統治論」として議論されるに至っている。だが、そこにおける議論は会社支配論の成果を十分に引き継いだものとはなっていないようである。それは、前に見たように、企業統治論における会社支配論の総括があまりにも瘦せたものでしかないからであろう。見落とされている点は次のような諸点である。

- ・大企業に実中化された巨大な経済権力に対する問題意識

会社支配論＝企業権力論、
企業統治論＝企業権力統治論

- ・経営者支配を所有の観点でしか見ていないこと

- ・経営者支配だけを問題として、株式会社革命論に対する注意に欠くこと

だれが企業の権力を握っているか
＝経営者革命論
だれのために権力を使うか
＝株式会社革命論

以上のような会社支配論の成果に立った企業統治論は、より豊かな内容を持ち、より豊かな成果を生むことができるに達しない。

企業統治論が問題にされてきた理由は、株主の発言の増大、経営者の不祥事、経営のパフォーマンスの低下などが大方の共通項となってい

る。

一部とは言え、企業統治論の中には、株主による株主のための企業統治を主張するものがある。このような株主主権論は、以上見てきたように会社支配論の成果を踏まえたら、到底出てこない議論である。

経営者支配は、株主の権利を経営者が奪っているもので、単に発言力・発言権の大小・有無の問題である、と理解しているのが株主主権論である。株式会社である限り法制度上は株主主権である。だが、にも関わらず、現実の大企業が経営者支配となっているのは、株式会社革命が起こって、大企業が株主だけのものではなくなっているからである。企業が株主だけのものではなくなったと同時に、株主が経営に関する欲求・関心・能力を失ったからに他ならないのである。企業が株主だけのものであり、株主の利益のために売ったり買ったりされ、その影響により従業員が解雇されたり、消費者が不利益をこうむることをも是とするのであろうか。支配に足るだけの株式を所有していれば、どのような経営をしようと全く自由だと言うのであろうか。専門家でないが故に経営にタッチできない株主が、経営に容喙したとき企業はどうなるのであろうか。20世紀の前半に成立した経営者支配を21世紀を迎えようとする今、所有者支配に戻せというのは、時計の針を半世紀以上逆回しにすることになる。

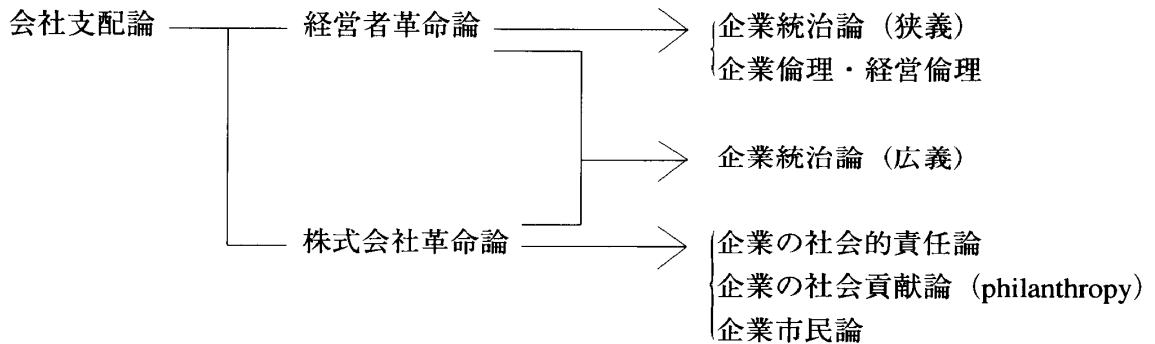
経営者が不祥事を引き起こしたり、経営能力を欠くようになったのは、企業が誰のため、何のためにあるのかが不分明になり、ただ利益が上がりさえすればいい、企業が存続しさえすればいい、とされてきたからではないだろうか。消費者にいかなる財・サービスを提供するか、という企業本来のあり方を忘れて、株に土地にとバブル経済につっぱしれば当然生じてくることではないだろうか。株価かうなぎ登りに上がることは株主が最も望み、喜ぶことではないだろうか。

以上、チェック機構を株主に求めるなどとい

うのは、歴史も現実も見えていない議論と言わざるをえまい。

株主主権論に対する批判は以上である。だが、ステークホルダーのための企業統治論にも単純に賛成するわけにはいかない。ステークホルダーのため、というのは、確かに会社支配論の大きな成果である「株式会社革命論」に立脚するものである。しかし、ここには巨大化している「会社権力」の観点がない。各ステークホルダーがそれぞれ自分の利益を守ることができれば、この統治は成功となる。だが、発言力が弱いステークホルダーや、発言権が小さいステークホルダー、もしくは利害関係者であるにも関わらず発言力のないものの利益は守られるのであろうか。例えば、身障者や女性、外国人の雇用問題や下請け企業、地域住民などの利害は、株主、債権者、従業員、消費者の利害と相反する可能性がきわめて高いが、前者の利害を後者のものと同等に守ることが現実でありうるであろうか。また、各自が自分の利益を追求する機構である限り、自然環境は守られるとは思えない。企業が市場というグスク環境に適應することこそが決定的である限り、市場から漏れるものの声は聞かれないか、後回しにされよう。先にあげた人々がそうだし、また未だ生まれてきていない子孫や、購買力を特たぬ途上国の人々たちの利害に関しては、ステークホルダー論で十分とは思えない。ステークホルダー論は、経営者の権力を（恐らく民主的な方法で）チェック・コントロールすることとなる。だが、民主的手法はその場・その時の人の利害については解決できたとしても、長期的・全体的問題の解決方法としてははなはだ非力と言わざるをえまい。

現代大企業の持つパワーをどう使うか。企業が社会・環境等に与える巨大な影響力をどうコントロールしていくのか。経営者支配に立った経営者の権力をどうチェック・コントロールするかだけの議論は企業を私的利益追求の手段としてのみ考えており、現代大企業の持つ巨大なパワーに対する注意・関心を全く欠いていると



言わざるをえない。それでは企業の持つパワーの制御はできない。現代大企業が持つ巨大な権力・パワーをどう使うのか、どう制御するのか、環境問題やグローバルに金融や情報の巨大化が進展する現在、最も検討されねばならないことではなからうか。

そう把握したとき、会社支配論と企業統治論の構図は一段と広がって見えてくるのである。現代大企業の性格・あり方を問い、そのチェック・コントロールを問題にするなら、企業統治論と同じく近年論議されるようになっている企業倫理・経営倫理 (business ethics)、企業の社会的貢献論 (corporate philanthropy) や企業市民論 (corporate citizenship) も、すべて実は「現代大企業はだれのために、何をすべきか」を問題としているのである。「株主のための方

利潤追求」に代わる新しい企業像があって初めて、企業権力の統治の仕方が検討可能になるのである。

会社支配論は所有を手がかりとして企業の支配者を解明するところから始まった。そして大企業の性格・あり方と支配のあり方、すなわち支配の正当性を問題提起したのである。そして、その役割を企業統治論や社会貢献論などにバトタッチしたのである。半世紀以上の蓄積を持つ会社支配論の成果を受けて、企業統治論は企業倫理や社会的貢献論などの隣接の諸領域との統合の上で、新しい社会の新しい企業のあり方、統治のあり方を展開していくことができるであろう。

[みと ひろし 横浜国立大学経営学部助教授]